令和5年度病床機能報告における広島県の定量的な基準の適用について

医療介護政策課

1 趣旨

広島県では、病床機能報告に係る「広島県の定量的な基準」を令和元年度に作成している。 令和5年度の病床機能報告における「広島県の定量的な基準」の適用について検討するもの である。

2 広島県の定量的な基準(参考)



3 経緯

- 県の定量的基準は、あくまで各圏域の地域医療構想調整会議等で協議する際や、各医療機関が病床機能を判断する際に「参考」にしていただくもので、「強制」するものではないとして設定。
- 当初、病床機能報告における診療実績の報告内容は1か月分(報告年の6月診療分)であったが、季節等の要素で報告値が診療の実態を十分に反映していないという課題があった。
- そのため、令和3年度以降の病床機能報告においては、入院患者に提供する医療の内容の うちレセプト情報による方法で報告を行うこととなっている項目の報告対象を通年(前年4 月~3月分)の実績とすることとなった。
- 本県では、診療実績の報告対象が通年化となったことを受け、令和3年度に定量的基準の 適用を検討したが、(1) 通年化に伴うしきい値をどのように設定するか、(2) コロナ感染症 の影響をどう加味するかといった課題から、当面の対応として、令和2年6月のデータを活 用することとし、コロナ感染症の影響のある病院については、各病院の自主的な判断による ものとした。
- 令和4年度以降の対応については、コロナ感染症の動向を見ながら、改めて検討すること とした。

4 令和5年度以降の病床機能報告における対応案

- 病床機能報告において参考とする場合は、対象期間の前年度(令和5年度報告は令和4年 6月)のデータにより、現行のしきい値を参考として差し支えない。
- 新型コロナウイルス感染症の影響のある医療機関については、各医療機関の自主的な判断による(6月に影響が大きかった場合は8月のデータを活用など)。
- 2025 年度に新たな地域医療構想を策定する予定であり、それまでは、現行どおりのしき い値を参考として差し支えない。
- 地域急性期は、月平均1回以上の救急医療管理加算の実績がある場合に該当とする。 (理由)

令和4年度病床機能報告(速報値)により、しきい値の設定の基準となる診療実績の通年 化データを出すことは可能であるが、対象期間が令和3年4月~令和4年3月であり、引き 続き新型コロナウイルス感染症による患者数の増減の影響を大きく受けていたと考えられ、 新たなしきい値の設定の検討が困難であるため。

また、2025 年度に新たな地域医療構想を策定するのにあたり、国が2023 年度から2024 年度にかけて課題整理や検討を行っていく予定であり、その検討を踏まえて、2025 年度に 新たな地域医療構想として必要な機能や病床数の策定をしていきたい。

5 参考となるデータについて

- 病床割合分析について
 - ・ R4 年度に地域医療構想調整会議(病院部会)での議論の材料として、H28 年の地域医療 構想の必要病床数を算定した方法で医療資源投入量から見た医療機関ごとの医療機能別病 床のデータ分析を予定していたが、個人情報の保護に関する法律の改正があり、情報の取 扱いについて国の見解を確認中である。
 - ・ 分析結果については、国の確認が得られ、事前に医療機関の承諾を得られた場合は、地 域医療構想調整会議病院部会(非公開)の資料として提供していきたい。